

外国証券情報

ソフトバンクグループ株式会社発行

米ドル建永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)

1 発行者情報

(1) 発行者の名称

ソフトバンクグループ株式会社

(2) 発行者の所在地

(3) 発行者の概要(発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項)

(4) 経理の概要

※(2)～(4)については下記ご案内の手順で「有価証券報告書」をご参照ください。

<有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

ホームページアドレス: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

- ① トップページ画面左手[書類検索]をクリック
- ② 書類簡易検索画面で「提出者／発行者／ファンド」に『ソフトバンクグループ』と入力、「書類種別」で『有価証券報告書』にチェックして[検索]ボタンをクリック

又は

- ① トップページ画面左手[書類検索]をクリック
- ② 表示された画面左手[検索]メニュー内の[書類詳細検索]をクリック
- ③ 書類詳細検索画面で「提出者 EDINET コード」に『E02778』と入力、「書類種別を指定する」で『有価証券報告書』にチェックして[検索]ボタンをクリック

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス: <https://group.softbank/>

2 証券情報

(1) 有価証券の種類及び名称

ソフトバンクグループ 米ドル建永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)

(2) 発行地及び上場市場

発行： ユーロ市場

上場市場： シンガポール証券取引所、その他

(3) 発行日

2017年7月12日

(4) 発行額

27.5億ドル(2020年2月末現在)

(5) 利率及び利払金の決定方法

① 2023年7月18日まで

固定利率： 年率 6.0%(発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360)

② 2023年7月19日以降 2038年7月18日まで

変動利率： 5年米ドル ICE スワップレート+4.226%(同上)

③ 2038年7月19日以降

変動利率： 5年米ドル ICE スワップレート+4.976%(同上)

(注) 極端に財務状況が悪化した場合等、利払繰延条項に従い、発行体の任意で利払金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利払金は、次回以降に合算して支払われます。

(※) ICE スワップレート：インターコンチネンタル取引所(ICE: Intercontinental Exchange)が公表する金利スワップのベンチマークとしてグローバルで使用されているスワップレートのことをいいます。なお、ICE スワップレートは今後公表が停止される可能性があります。公表が停止された場合には、別の金利指標に代替されることとなります。

(6) 利払日

年2回(毎年1/19、7/19)

(7) 償還期限

なし

(8) 繰上償還

2023年7月19日以降、半年毎に発行体の任意で繰上償還可能。また、税制が変更された場合、格付方法が変更された場合、会計方法が変更された場合、発行体が本債券の買戻しを行い残存発行額が著しく減少した場合、発行体の支配権が変更された場合など特別な事象が発生した場合などには、発行体の任意で繰上償還可能。

(9) 繰上償還金額及び繰上償還金の決定方法

額面価格の100%

(10) 受託会社又は預託機関

受託会社： Bank of New York Mellon/London

(11) 担保又は保証に関する事項

特になし

(12) 他の証券との弁済順位の関係

本劣後債券は、ソフトバンクグループ社の清算手続き等において、一般の債務(同社が 2014 年及び 2015 年に発行した劣後債を含む)に劣後し、同社が 2016 年に発行した永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)及び最上位の優先株式(今後発行した場合)と実質的に同順位として扱われ、普通株式に優先する。

(13) 発行、支払及び繰上償還に係る準拠法

英国法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

<重要な事実>

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 15 条第 1 項に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容:以下の通り該当があります。

2018 年 11 月 20 日:

2018 年 11 月 20 日付で本債券の発行会社であるソフトバンクグループ株式会社は、同社が発行した外貨建て無担保普通社債に係る信託証書および社債要項に従い、2018 年 11 月 19 日をもって、本債券について、ソフトバンク株式会社による保証解除の効力が生じた旨を発表いたしました。

2018 年 11 月 12 日付でソフトバンクグループ株式会社の子会社ソフトバンク株式会社の株式上場が株式会社東京証券取引所に承認されたことに伴い、当該発行会社の債務のうち、シニアローンおよび円建て無担保普通社債に付されていたソフトバンク株式会社による保証が解除されたことによるものです。

詳細は、以下で公表されている発行会社ニュースリリースをご参照ください。

ニュースリリース https://group.softbank/corp/news/press/sb/2018/20181120_01/

永久劣後特約付社債の投資に関する主なリスクについて

※以下は本劣後債券の投資に関する主なリスクであり、リスクを網羅するものではありません。投資判断をされる際には、必ず契約締結前交付書面および投資確認書等をご確認ください。

【価格変動リスク】

本劣後債券の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

【為替変動リスク】

本劣後債券は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

【信用リスク】

本劣後債券は発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。また、本劣後債券は「投機的格付（投資不適格債券）」であるため、投資適格債券と比較して信用リスクが高いといえます。

【利率変動リスク】

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっておりますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動することを理解しています。

【流動性リスク】

本劣後債券は株式等と同様に満期はなく、換金をご希望の際には原則として当社を相手方として店頭市場における相対取引でご売却いただくこととなります。売却するにあたり、市況動向や売却金額によっては売却を希望する際に必ずしも換金できないこと、また、それにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

【利払繰延条項に関するリスク】

本劣後債券は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、利払繰延条項に従い、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。

【発行者による繰上償還リスク】

本劣後債券は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

【カウンターパーティーリスク】

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合がございます。

お取引にあたってのご注意事項について

- 本劣後債券を当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- 本劣後債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の適用はありません。従って、クーリング・オフの対象になりません。
- 当資料は、「永久劣後特約付社債」への理解を高めいただくための情報をお伝えすることを目的として作成した販売用資料であり、本劣後債券の商品性及びリスク等を網羅的にご説明するものではありません。また、金融商品取引法で規定される法定書類ではありません。
- 当資料の作成にあたっては、資料作成時点において当社が信頼できると考える情報等に基づき作成しておりますが、当該情報等の正確性・完全性について当社独自の検証は行っており、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料に記載された内容は、今後、予告なく変更等をさせていただく場合があります。
- お取引にあたりましては、契約締結前交付書面、外国証券情報および投資確認書にて、商品性及びリスク等をよくご確認の上、投資家ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。
- 本劣後債券の売買の際の単価には、経過利子は含まれません。したがって、本劣後債券を購入する場合には、約定代金に加えて、経過利子の負担も発生します。

エイチ・エス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局(金商) 第35号
加入協会 日本証券業協会